平成２２年（フ）第１７８９８号
埼玉県川越市新宿町６丁目21―18
破産者　上野　　學
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２９号
東京都世田谷区桜新町２丁目13―10―106
破産者　小林　　匠
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９６７号
東京都練馬区春日町４丁目６－２　ハイツミヤマＫ２―201
破産者　細井倚久子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８４号
千葉県柏市富里１丁目３番31号　モーリス柏203号
破産者　石塚　和子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１０号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目１番13号
破産者　谷口　正規
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６９号
千葉県松戸市古ケ崎214番地の３　スカイハイツ106号
破産者　利根川彌壽代
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８１２号
千葉県松戸市六高台５丁目162番地４
破産者　有限会社大東ニット
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８１３号
千葉県松戸市六高台７丁目３番地　ピュアフィールド六高台405号
破産者　東　　章郎
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８１９号
千葉県流山市市野谷401番地
破産者　松本　勝生
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４２６号
神奈川県鎌倉市大町２丁目２―29
破産者　島中　　守
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０２７号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目13―３―201
破産者　金基守こと　金　　一郎
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５６７号
千葉県八街市文違132―84
破産者　山崎　欣彌
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９６０号
東京都墨田区横川４丁目９－５－405
破産者　親跡　　亮
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２６１号
神奈川県平塚市寺田縄250―３
破産者　山本　　基
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４０８号
東京都板橋区前野町４丁目31―５―501
破産者　矢木澤　進
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４３４号
東京都練馬区羽沢３丁目７―18―305
破産者　佐藤　淳夫
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５０３号
千葉県市川市北国分３丁目16―２
破産者　眞弓ひさ子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６８６号
東京都大田区大森西３丁目32―17―504
破産者　渡辺内装こと　渡邉　一郎
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７５２号
埼玉県さいたま市南区曲本３丁目12―18―201、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区内谷２丁目11―12―302
破産者　岡安　利明
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９７１号
東京都中野区本町６―29―４―202、住民票上の住所東京都港区赤坂８丁目９―12―307
破産者　田中　眞郷
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９７４号
東京都江戸川区南小岩７丁目10―14―101
破産者　加藤　隆行
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３５５号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
破産者　有限会社みなと亭
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部